

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
<p>（平成二十九年七月九州北部豪雨の被災者に係る積立金の納付期限の特例）</p> <p><b>第十五条</b> 平成二十九年七月九州北部豪雨による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う第十一条第一項第二号イの規定による平成二十九年における選択した額の納付については、同号イ中の交付前年度における」とあるのは「平成二十九年における」と、当該交付前年度に「とあるのは「同年度に」と、当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成二十九年九月三十日」とする。</p>	<p>（新設）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

農林水産大臣 山本 有二

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（輸入場所の指定）	（輸入場所の指定）
<p><b>第六条</b> 法第六条第三項の港及び飛行場を次のとおり定める。</p> <p>一 港 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、</p>	<p><b>第六条</b> 法第六条第三項の港及び飛行場を次のとおり定める。</p> <p>一 港 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、</p>

木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、

姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏

木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦

賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御

前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四

日市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、

姫路港、新宮港、日高港、和歌山下津港、

鳥取港、境港、浜田港、宇野港、水島港、

福山港、尾道系崎港、竹原港、呉港、広

島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三

田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、

徳島小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、

高松港、宇和島港、松山港、今治港、新

居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、

博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万

里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳

原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、

大分港、佐伯港、細島港、油津港、志布

志港、鹿児島港、川内港、米ノ津港、金

武中城港、那覇港、平良港、石垣港

2 (略)

2 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十九号

農地法施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百一十一号）の施行に伴い、並びに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四條第六項第三号及び第五條第二項第三号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

農林水産大臣 山本 有二

農地法施行規則の一部を改正する省令  
 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用）	（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用）
<p><b>第三十八条</b> 令第四条第一項第二号へ(6)の農林水産省令で定める計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項に規定する市町村</p>	<p><b>第三十八条</b> 令第四条第一項第二号へ(5)の農林水産省令で定める計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項に規定する市町村</p>

農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画とする。

**第三十九条** 令第四条第一項第二号へ(6)の農林水産省令で定める要件は、次のいずれかに該当する施設を前条に規定する計画に従って整備するため行われるものであることとする。

一・二 (略)

(申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

**第四十七条** 法第四条第六項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一・四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ・ワ (略)

カ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

(平成十九年法律第四十号) 第十四条

第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき同法第十一条第二項第一号に規定する土地利用調整区域内において同法第十三条第三項第一号に規定する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であつて、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ヨ 削除

タ・ラ (略)

(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

**第五十七条** 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一・四 (略)

農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画とする。

**第三十九条** 令第四条第一項第二号へ(5)の農林水産省令で定める要件は、次のいずれかに該当する施設を前条に規定する計画に従って整備するため行われるものであることとする。

一・二 (略)

(申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

**第四十七条** 法第四条第六項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一・四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ・ワ (略)

カ及びヨ 削除

(平成十九年法律第四十号) 第十四条

第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき同法第十一条第二項第一号に規定する土地利用調整区域内において同法第十三条第三項第一号に規定する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であつて、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

タ・ラ (略)

(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

**第五十七条** 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一・四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ・ワ (略)

カ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき同法第十一条第二項第一号に規定する土地利用調整区域内において同法第十三条第三項第一号に規定する施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ヨ 削除

タ・ラ (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ・ワ (略)

カ及びヨ 削除

タ・ラ (略)

<p>この省令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十七号)の施行の日(平成二十九年七月三十一日)から施行する。</p> <p><b>〇経済産業省令第五十八号</b></p> <p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十七号)の施行に伴い、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成二十九年七月三十一日</p> <p>中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>中小企業信用保険法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第十四号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>イ・ワ (略)</p> <p>カ及びヨ 削除</p> <p>タ・ラ (略)</p>
--	---

<p><b>第八條</b> 法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用(法第十二條に規定する経営安定関連保証、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善</p>	<p><b>第八條</b> 法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用(法第十二條に規定する経営安定関連保証、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善</p>
--	--

経済産業大臣 世耕 弘成